

[参考]

職員のための各種相談窓口

相談窓口	相談の対象となる事項	利用対象者					備考
		一般職員 (右記を除く)	現業職員	消防吏員	教育公務員 学校事務職員	企業職員	
セクハラ・パワハラに関する苦情相談窓口	職場におけるセクハラ・パワハラ						
	市長部局	人事課	○	○			
	交通局	総務課				○	
	水道局	総務課				○	
	病院局	総務課				○	
	消防局	職員課			○		
	教育委員会 (学校以外)	総務課	○				
	教育委員会 (学校)	教職員課教職員 相談室	○	○		○	
職場の悩みごと相談室 (本庁舎 14 階健康情報室 TEL211-3101)	仕事や人間関係など職場における悩みごと、心身の健康に関すること等	○	○	○		○	
教職員相談室 (北 2 西 2 STV 北 2 条ビル 3 階 TEL271-1185)	健康の問題、職場内の問題等				○		